

不動産を取得した場合（不動産取得税）

1. 原則：固定資産税評価額×4%
2. 住宅を取得した場合の課税標準の特例（新築住宅の場合）
 - (1)適用要件：床面積が50㎡以上240㎡以下であること
 - (2)税額：(固定資産税評価額－1,200万円)×3%
3. 住宅用土地を取得した場合
 - (1)一般の住宅用土地を取得した場合
 - ① 適用要件
 - 1)土地取得後3年以内に住宅を取得又は住宅を新築した場合
 - 2) 住宅取得後1年以内にその敷地を取得した場合
 - ② 税額：固定資産税評価額×1/2×3%×3/4…★
 - (2)特定の住宅用土地を取得した場合（新築住宅の場合）
 - ① 適用要件
 - 1) 同時取得…2(1)の住宅及び土地を1年以内に取得すること
 - 2) 先行取得：次のいずれかを満たすもの
 - ・ 土地取得が3年以内に2(1)の住宅を新築すること
 - ・ 土地取得後1年以内に新築住宅を居住用として取得すること
 - ② 税額：★の金額－特定住宅用地軽減額
(特定住宅用地軽減額) 1) と2) のいずれか大きい金額
 - 1) 45,000円
 - 2) 1㎡当りの固定資産税評価額×1/2×住宅の床面積×2(200㎡が限度)×3%
4. 申告要件
 - (1)1については、取得日から30日以内に「不動産取得税申告書」を県税事務所へ提出
 - (2)2については、取得日から60日以内に「不動産取得税課税標準の特例適用申告書」を県税事務所へ提出
 - (3)3については、取得日から60日以内に「不動産取得税減額適用申告書」を県税事務所へ提出
5. 添付書類
 - (1)売買契約書
 - (2)不動産の登記簿謄本又は抄本 など